要求水準書添付資料-8 収集及び持込可燃ごみ形状の現状

収集及び持込可燃ごみ形状の現状は,表8-1に示すとおりである。

表 8-1 収集及び持込可燃ごみ形状の現状

種類	具体例	備考
厨芥類	料理くず,残飯,貝殻	 ・ 水を十分切る。 ・ 油は固める,または布・紙にしみこませる。 ・ インスタント食品の容器,食品の包装・梱包用ビニールやプラスチック類は不可。
木竹類	木くず,まな板,庭木, 割り箸,竹串,草	20 c m程度に切断する。厚さ 3 c m以上は不可。草は,土を取り乾燥させて袋に入れる。
紙類	再生できない紙くず	・ 紙オムツの汚物は必ず取り除く。・ インスタント食品の容器,食品の包装・梱包用ビニールやプラスチック類は不可。
布類	古着等	・ 20 c m程度に切断する。 ・ ジッパー・ボタン等の金具類 , プラスチック類は取り外す。
	布団 ,じゅうたん(電気式は除く),クッション(スポンジ部分等は不可)	・ ジッパー・ボタン等の金具類 , プラスチック類は取り外す。
革類	鞄,靴,ジャンパー	・ 金具類は取り外し,20cm程度に切断する。

注)たたみ、プラスチック類は受入れない。